

令和8年度 Innovate MUSEUM 事業 経営課題対応型事業 募集概要

1 趣旨・目的

令和8年3月に「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」が改正され、博物館の経営に関する条項が新設されました。博物館活動の充実及び発展に向け、博物館の収入の多角化とその拡大を図るよう努めるほか、外部の専門性を有する者の知見も活用しつつ、利用者の拡大とその満足度の向上に努めること、多様な支援者や協力者の拡大に努めること等が求められています。

そこで、当事業では、ファンドレイザー等の外部の専門性を有する者の知見を活用しながら、地域内の博物館が広域的・継続的に連携し、ファンドレイジング(※1)の取組を共同で実施するのに要する経費の一部を支援します。

なお、本事業の取組においては、単発的な寄附獲得や資金調達にとどまらず、博物館の理念や活動に共感する寄附者・支援者との継続的な関係性を構築し、将来的にも安定的に寄附等の支援を獲得することで、経営基盤を強化する仕組みづくりを求めます。

※1 当事業におけるファンドレイジングとは、ファンドレイザー等の知見を活用しながら多様な経営資源を獲得することを通じて、持続的に経営基盤の強化を行うことを指します。取組例としては、クラウドファンディングの実施、企業や団体支援の取り付け、遺贈寄附の受け入れ等になります。

2 補助事業者の要件

当事業において「博物館」とは、博物館法(昭和26年法律285号)第2条第1項に基づく登録博物館、同法第31条に基づく指定施設又はその他文化庁長官が認める施設(※2)を指します。

※2 「その他文化庁長官が認める施設」には、申請時点で登録又は指定の申請済の施設若しくは令和8年度中に申請する計画を有する施設を含みます。

申請者は、以下の①又は②とします。

- ① 全国的な博物館関連団体や地域の博物館協議会等
- ② 5館以上の博物館で構成する実行委員会

注1)②については、博物館ではなく、実行委員会として申請すること。

注2)本事業の共同実施参加館については、各館が主体的にファンドレイジングの実践に関与する体制を構築すること。

3 公募する事業内容

ファンドレイザー等の外部の専門性を有する者の知見を活用しながら、寄附戦略の立案、寄附者との関係構築手法の設計、実践の伴走支援及び成果の検証等を通じて、共同実施参加館に実践的な知見と体制を導入する取組。なお、ファンドレイザー等の専門的人材については、単なる講師や助言者にとどまらず、博物館現場と協働しながら実践を支援する「伴走型」の関与を想定します。

以下の①～⑤を全て満たす事業が対象です。

【機密性○（取扱制限）】

- ① 申請者において、ファンドレイザー等、外部の専門的人材を登用(※3)し、共同実施参加館にファンドレイジングを実施するための知見と体制を導入すること。
- ② 専門的人材の関与を通じて、博物館職員等がファンドレイジングに関する実践的スキルを習得し、補助事業終了後には自律的に取り組める状態を目指すこと。
- ③ 共同実施参加館は、研修だけでなく、ファンドレイジングの取組を実践すること。
- ④ 共同実施の中で、当事業終了後も、地域の博物館において、収入多角化の取組が自律的・継続的に行われるよう、戦略的な体制の構築(※4)とノウハウの蓄積を行うこと。
- ⑤ 多様な外部資金の獲得が可能となるよう、条例・規則・定款等の改正等について、関係部局等との協議や検討に着手すること。

※3 登用(雇用)形態については、特定の形態を求めるものではありません。

正規・非常勤職員としての雇用のほか、業務委託、アドバイザー契約等、事業目的に沿った形での登用を可能としています。また、ファンドレイザーの登用については、事務局を通じての相談にも対応します。

※4 戦略的な体制の構築に当たっては、以下の要素を含むことが望まれます。

- 中長期的なファンドレイジング方針・計画の策定
- 館内における役割分担・意思決定プロセスの整理
- 外部専門人材終了後を見据えた運営体制
- 取組成果の共有・横展開の仕組み

4 補助金の額

予算の範囲において、以下のとおりの補助内容となります。

予算の都合や審査結果等により事業の全額を補助できない場合があります。その場合は、自己負担にて事業を実施する必要がありますので、御留意ください。

補助率:3分の2

補助上限額:1,000万円

5 収入の取扱

補助事業の遂行により収入(補助金を前払した場合の預金利子並びに仮設物及び不用財等の売払い代等を含む。)を生じた場合は、その分を当該年度の補助対象経費に充当します。